

## 山口商工会議所後援等名義の使用承認に関する規程

### 【趣旨】

第1条 この規程は、地方公共団体、民間団体等（以下「主催団体」という。）の主催する記念事業、講演会、催し等（以下「開催事業」という。）に関して、山口商工会議所（以下「会議所」という。）の後援・共催その他これに準ずるものの名義（以下「後援等名義」という。）の使用承認について必要な事項を定めるものとする。

### 【主催団体の承認基準】

第2条 後援等名義を使用する主催団体については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (3) その他公益性の高い事業を行う団体であり、会議所が適当であると認める団体

### 【開催事業の承認基準】

第3条 開催事業は、以下に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 山口市の地域振興に寄与するもので、公益性のあるものであること。
- (2) 公序良俗に反しないもの、または反するおそれが無いと判断されるものであること。
- (3) 営利を目的としないものであること。
- (4) 特定の個人または法人の利益を目的としないものであること。
- (5) 特定の政治団体、宗教団体、または暴力団等反社会的団体の活動等に供しないものであること。
- (6) 開催の目的・日程が明確であり、且つ事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

### 【承認申請手続】

第4条 後援等名義の使用承認を受けようとする者は、原則として後援等名義の使用を開始しようとする14日前までに、後援等名義使用申請書（様式第1号）および以下に掲げる必要書類を会議所へ提出しなければならない。ただし、後援等名義使用申請書（様式第1号）に関しては、当該申請書に記載された必要事項を全て満たすものであれば別書式を用いても良いこととする。後援等名義の使用承認の期間は、承認を受けた日から開催事業の終了の日までとする。なお、後援等名義使用の開始とは、名義を使用した文書やチラシ等を印刷するなどの作業に取り掛かる時点を言う。

- (1) 主催団体の存在を明らかにする書類
- (2) 開催事業の目的及びその計画・事業内容を明らかにする書類
- (3) その他会議所が必要と判断した書類

#### 【承認等の通知】

第5条 後援等名義の使用の承認または不承認についての申請者に対する通知は、後援等名義使用承諾書（様式第2号）または後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）を送付して行うものとする。

#### 【計画変更等の届出】

第6条 後援等名義の使用の承認を受けた者（以下「名義使用者」という。）は、事業計画その他承認に係る事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を計画変更等の届出書（様式第4号）及び計画の変更内容を証明する書類を会議所へ提出しなければならない。

#### 【承認の取り消し】

第7条 会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等名義の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 名義使用者がこの規定に違反したとき。
- (2) 名義使用者が偽りその他不正の手段により後援等名義の使用の承認を受けたとき。

#### 【開催事業終了の報告】

第8条 名義使用者は、後援等名義を使用した開催事業が終了したときは、事業終了後20日以内に事業結果報告書（第5号様式）および以下に掲げる必要書類を会議所へ提出しなければならない。

- (1) 名義を記載した印刷物
- (2) 看板、会場設備等に名義を使用した場合はその写真
- (3) その他収支報告書等開催事業の事業結果を示す書類

#### 【その他】

第9条 この規程に定めるもののほか、後援等名義の使用に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

#### 【附 則】

この規定は、平成29年9月7日から施行する。